平成２３年（フ）第３３４号
新潟市東区太平２丁目８番地27
債務者　遠間ひろみ
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１７号
新潟市東区根室新町２番地３　エアポートⅡ208
債務者　小林　克巳
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３２号
新潟市東区小金台５番31号　コーポ野村１号
債務者　石山　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５２号
新潟市西区小新南２丁目４番15号　ステラ103号
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５９号
新潟市北区美里１丁目１番地10
債務者　小柳由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６２号
新潟県五泉市土堀276番地、前住所新潟県五泉市緑町５番22号
債務者　五十嵐敏栄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６２号
静岡県三島市加茂33番地の16
債務者　古橋　美咲
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７００号
大阪府八尾市堤町２丁目６番地の25
債務者　篠原　史能
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４０号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番34―605号
債務者　川田美代子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２３号
大阪市都島区友渕町２丁目15番18―804号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番12―808号
債務者　芝　　浩一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２８号
大阪市東住吉区今川４丁目６番７―401号
債務者　森岡　良行
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６２号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―944号
債務者　新城　健輔
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７９号
大阪府高槻市寿町３丁目３番６号
債務者　山田　正直
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０９号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　久保　光晴
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１８号
大阪府枚方市楠葉丘１―74―10　サンフォレストスギモト105号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市若宮町167番地１
債務者　南　　光成
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２７号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―700号
債務者　松田　博之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５６号
大阪市平野区加美北８丁目21―３―201号、住民票上の住所滋賀県彦根市南川瀬町815番地１
債務者　ローソン彦根森堂店こと　松下　善博
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部